

2017年度 第4回
町田市障がい者施策推進協議会

平成30年2月16日（金）

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後6時30分 開会

○中島担当課長 それでは定刻になりましたので、2017年度第4回町田市障がい者施策推進協議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めます障がい福祉課担当課長の中島です。よろしくお願いいたします。

本日、会議の議事録作成と計画策定の支援のため、委託業者の会議録研究所と都市設計工房が同席しております。また、会議録は町田市附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づきまして、町田市のホームページに掲載させていただきます。ご理解をお願いいたします。

それでは、まず、事前に送付しました資料の確認をいたします。

本日の会議の次第、続いて資料1「町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）答申素案」、資料2「市民公聴会での意見と素案への反映状況」、資料3「障がい者計画部会での意見と素案への反映状況」、資料4「事務局での素案の修正内容」、以上です。

足りない資料はございませんでしょうか。皆さん、お手元にございますか。

また、本日机の上に置かせていただきましたが、資料5「2017年度障害者差別解消法に関する取組み」がございます。

なお、本日、町田市障がい福祉事業計画第4期計画を会議でごらんいただくかもしれません。お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。挙手をお願いいたします。

堤さん、大久保さん、あと佐藤先生のお三方、大丈夫ですか。

それでは、【2】報告に移ります。

これより進行を岩崎会長にお渡しいたします。

岩崎会長、よろしくお願いいたします。

○岩崎会長 皆さん、こんにちは。それではまず報告（1）「障害者差別解消法に関する取組みについて」、事務局からお願いいたします。

○金子統括係長 事務局の金子です。資料のほう、当日になって申しわけございませんでした。

これから2017年度の障害者差別解消法に関する取組みについて報告させていただきます。

資料のほうをごらんください。相談件数と内容についてでございます。市の職員の対応に関する障がい者差別に関する相談が3件、民間事業者の対応についての相談が3件ありました。

相談の主訴についてでございますが、「不当な差別的扱いについて」が市の職員が2件、民間事業者の対応についてが2件と、合計4件、それから「合理的配慮の提供について」の相談の主訴が、市の職員の対応に対して1件、あとその他ということで、民間事業者の対応について1件ございました。

障がいの種別については、ここにあるとおりでございます。

あと相談者の分類ですけれども、障がいの当事者3人、家族3人ということで受けております。

あと初回相談の経路ということで、最初の相談がどのような形で市のほうに届いたかということでございますが、肢体不自由の方については電話の相談であったというような見方をいただければと思います。

表の説明は以上でございます。

次に相談の要旨と対応についてなんですけれども、相談内容については非常に複雑なものを簡単に紹介させていただくという紙面の都合上、そういう形になっておりますので、簡単に説明させていただきます。

1つ目ですが、就労の相談を障がい者支援センターにするよう、市の職員から誤った案内をされた。これは不当な差別的扱いではないかというような相談がありました。本来ならば、就労生活支援センターをご案内するのが本当だったんですけれども、市の職員の誤った認識で、障がい者支援センターを案内してしまったというものです。市の職員の対応についての相談でしたので、職員課のほうで作成した町田市の障がい者差別に関する職員対応要領にのっとり、職員課のほうで対応という形になっております。実際にその職場について聞き取りをして、相談者へ説明しているというような対応を行いました。

2件目は、図書館の職員の対応が冷たい。嫌な顔をするということで、これはお手紙をいただいております。これも職員の対応ということで、職員課のほうで所管課のほうにこのような相談があったということを報告をし、図書館のほうから改善に向けて周知徹底をしたというような対応について報告を受けています。

3つ目は、就労継続支援に通っているが、スタッフの言い方や対応がひどい。丁寧に対応してくれないということで、これは聴覚障がいのある方からの相談でした。これは町田市の事業所でなく、他市の事業所であったため、事業所への苦情相談として、当該施設のある市の相談窓口をご案内しております。

4つ目は、これは障がい者の家族からの電話の相談でございました。障がい者、家族がよく行くお店で、店員に高圧的に怒られたということで、これは民間事業者なんですけれども、民間事業者にも法律のことを周知してほしいというような内容でございました。対応といたしましては、この方には民間事業者への周知、啓発を行うと回答しております。

5つ目ですけれども、期日前投票に行った際、耳マークがなく、筆談での対応を求めたが、

不十分であったというような内容になっております。耳マークとは、聴覚障がいの方が筆談をお願いしますというようなマークなんですけれども、このようなご意見は、昨年も同様の相談があったため、こちらから選挙管理委員会のほうに報告し、周知、徹底のほうをお願いしております。耳マークについては、各選挙会場で貼ることが義務づけられておりまして、今回、この期日前投票の会場にも、その後、私のほうで確認に行ったところ、耳マークが貼ってあったんですけれども、いろいろな掲示物があったために、ちょっと見づらいところにあったのかなというようなことを確認しております。

6つ目についてですが、車いすだからという理由でタクシーの乗車を拒否されたということでした。このことにつきましては、出かけた先でタクシーをつかまえたんですけれども、そのタクシーのほうで車いすだからということで拒否されたというご相談でございました。このようなご相談を受けた場合に、一応、タクシー会社のほうにも報告したいということで、ご案内はしているところなんですけれども、このことを市で共有してほしいという主訴であったため、周知、啓発をしていくというような回答をしております。今年度、今のところこの2月現在で6件の相談があったという状況です。

次に、その裏のページを見ていただけたらと思います。

今年度、合理的配慮の相談事例の調査を行いました。庁内に向けた、障がい者に対する合理的配慮及び合理的配慮の環境整備に関する相談事例の調査です。調査した結果、2点回答がありましたので、紹介させていただきます。

和光大学ポプリホール鶴川で毎月開催している映画上映会において、日本語字幕つき映画の上映を実施しているが、視覚障がい者用ソフトの導入の相談をいただいた。そこで、視覚障がい者向けの無料アプリであるUDCastというものがあるんですけれども、そちらの対応をし、視覚障がいの方も楽しめるような配慮を行った。あわせて、聴覚障がい者向けに字幕つきの映画の上映も行ったというような環境整備に対する対応の事例を報告いただきました。

2点目につきましては、市内の保育園に在園している児童の母より、子どもが疾病により医療的ケアが必要となったが、引き続き保育園を利用したいと相談があり、市で医療的ケア児の受け入れが可能な園に看護師を派遣し、引き続き通園することができるという合理的配慮の事例を回答いただきましたので、紹介させていただきます。

続きまして、今年度の普及啓発・理解促進の取り組みについてですが、まず1つ目、町内会・自治会への回覧ということで、これは次の2枚目のチラシになっております。「少しの心づかいでみんなが笑顔」というチラシのほうを12月に町内会・自治会に回覧の依頼をしたとこ

ろです。これについては、昨年度、相談の事例で、盲導犬や聴導犬についての理解がまだまだだというようなご意見や相談があったことで、主にそのような内容で作成しようということで、取り組んだものでございます。

次に出前講座ということで、市職員による講話を、依頼があると、出前で講座をしております。今回は飲食店事業者に向けたものと民生児童委員さん向けに、合計4回行いました。

次にイベントについてですけれども、10月と12月に、こちらに書いてあるような市役所での展示を行っております。

次にまちテレ、啓発番組の制作ということで、こちらは資料の3枚目をごらんください。町田市では、市の広報テレビ、まちテレというものを毎月作っております、この2月に障害者差別解消法についての約5分の番組を作成いたしました。こちらについては、ケーブルテレビのJ：COM、i T S COM、多摩テレビのほうでこの1カ月間、放送されているほか、ユーチューブでも視聴できるというものでございます。これについては、今、皆さんにお見せしたいと思いますので、ごらんいただけたらと思います。約5分ぐらいの番組になっております。

(ビデオ上映)

○金子統括係長 ありがとうございます。

こちらの動画につきましては、この3枚目のチラシにあるように、ケーブルテレビ、ほかユーチューブでも見られますので、持ち帰っていただいて、紹介していただけたらと思います。ご覧のとおり、市の職員がそれぞれの役を演じています。非常に恥ずかしいのですが。

また説明のほうに移らせていただきます。資料の4枚目をごらんください。

今年度、昨日の広報で周知を開始をしたところですが、福祉講座として、障害者差別解消法と暮らしというテーマで、全国手をつなぐ育成会連合会政策センター委員の又村あおいさんに講演をいただく予定でございます。こちらのほう、申し込みが必要となりますので、ぜひご参加いただけたらというふうに思います。

そのような、今年度、普及啓発・理解促進の活動を行ってきたんですけれども、今回、この協議会のほうで、来年度の活動、普及啓発・理解促進の活動のほうをどのような焦点を当てて取り組んだらいいのかというところを、皆様の普段の経験のほうからご意見をいただけたらと思っております。一応、来年度のところに書いてありますが、これまでのものは行っていきたいと思っております。

私からの説明は以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、ご質問やご意見がある方はいらっしゃいますか。特に来年度の普及啓発の取り組みについての意見ということで求められておりますが、いかがでしょうか。

今のビデオについての感想なんですけれども、いや、すごく皆さん、演技も上手でよかったと思うのですが、ただ、ちょっとやっぱり気になったのが、最初に禁止事項というふうなことを最初に言われていて、多分、差別解消法で一番あれなのは、やってはいけないことというのがいっぱいあって、そうすると、何か逆に遠ざかってしまうというか、差別解消法の趣旨は、やはり障がいを持っている人が、どうやったら社会にいっぱい参加できるようにするか、対話を促すというのが、一番重要なポイントなので、特に一部、内部障がいのことについて聞いてみましょうということがあったと思うんですけれども、全般的に、ほかの障がいも含めて、やっぱりその障がいを持っている人たちが、もっと町田市民の一員として参加できるようにするためには、市民の人たちももっとどう対話すればいいのか、もし対話が直接難しい場合だったら、仲立ちとして、市の職員だったり、相談事業者が例えば間に入りますとかというようなメッセージが出て、もっと対話を促すような内容が強調されるともっとよかったかなというふうに個人的に感想を持ちました。

ほかはいかがでしょう。

では、小野さん。

○小野委員 小野です。

資料5の1枚目の相談件数と内容についてなんですけれども、意見です。この相談件数の表記の範囲でとどまっていると、結局、差別解消法というよりも、差別把握法というか、差別通報件数法になってしまって、実際に不当な扱いは結果としてどう解決していくのか、その差別解消法の趣旨は障害者権利条約が根本にあるので、障がいのある人、社会モデルの視点から、その障がいについての差別をなくしていくというのが基本なので、やはりこういった行政報告になってしまうのかもしれないので、差別解消の条例をやっぱり作って、今、八王子市や国立市にありますけれども、大田区とか、他の自治体でも検討が始まっているので、やっぱり条例を作って、実質、これを市で運用していく仕組みを作る必要があるんだろうなど。それは実行プランにも盛り込んでいますので、早急に具体化をしていく必要があるんだろうと思います。

○岩崎会長 ありがとうございます。

ほかご意見ございますでしょうか。

佐野さん。

○佐野委員 うちの子の例で言うので申しわけないんですけれども、自閉症の子の特徴だと思

うんですけれども、バスに乗るときに、愛の手帳を見せると半額になるというのがあります。昔の話で、今は子どもも25年働いているから、もう20年以上前の話になりますが、「そんなもの使えないよ」と言う運転手さんが何人かいて、もう言われただけで恐ろしくて、「使えるはずです」なんて、そういうことは言えないので、もうそれ以来、「絶対にバスは乗りたくない」ということになってしまっていて、最近の例で知ったのは、愛の手帳を見せて、カードを出せば、運転手さんが半額にしてくれる、押してくださるんでしょうね、それで乗れる。だけれども、いつもその子は先に押してしまってから見せるらしいんですよ。そうすると、何とか券みたいなのをくれるらしいけれども、意味がわからないから、それがポッケに入ったままで、洗うと出てくるという。その辺のことがわからない子たちっていっぱいいるんですよ。一番わかりにくいところだと思う。行動範囲も広いし、東京都の無料バスはしっかり使えるんですよ。愛の手帳の有効性もよくわかっているんですけれども、（都の無料バスではない）バスに関しては恐ろしくて使えない。だから、障がい者に有料でいいですから、無料で乗れるというか、老人パスみたいなものがありますよね。私、持っていますけれども、ああいう、見せるだけ乗れる、それが一番、本当にこの趣旨に合う内容だと思うんですけれども。ああして、こうして、こうしたら、ただになりますとか、ややこしいことを言われたら、絶対駄目なんですよ。やり方も、その子がもう初めにパスを見せちゃうのが、順番が一回違うだけでそうになってしまうので、それで、自分で学べる子たちじゃないんですよ。だから、その辺の社会の難しさなんですけれども、ああして、こうすると、できますというのは、一番難しいことで、だから、うちは今、バスは乗りませんと、無料バスというのは喜んで乗っていますけれども。だから、歩いていますよね。だから、そういう恐怖みたいなのも植えつけられていますから、そういう障がい者の持っている特徴ですよ。大きな声を出されたら、それはもう恐怖なんですよ。だから、開き直れないという話になるんですけれども、そういうところを考えていただきたい。

○岩崎会長 そういったことも、多分、合理的配慮の範疇の話だと思いますので、ほか、いかがでしょうか。あと、特に来年度に対して、どんなようなことを啓発としてやったほうがいいのかということについて、ご意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、堤さん。

○堤委員 今のご意見とも絡んでくるんですけれども、もし何かテーマを持てるんだったらば、移動交通みたいなことをちょっとテーマにしてもらえるといいなど。東京オリパラも近づいてきているので、交通問題はとても今、重要になってくると思うんですけれども、バスに関して

は私のほうもちょっといろいろ思うところがあり、今のお話だと最初にタッチしてしまうと半額にならないというけれども、私はいつもタッチした後で半額になっているので、機能的にならないわけではないと思うので、それはもうバス会社の啓発というか、運転手さんの無知なんじゃないかということが一つと、それから、やはりバス、今、神奈中さんにも文句は言ったんですけれども、すぐ次のバスが来ますから、後のにしてください、混んでいますというふうに言って、バス停で乗車拒否するのが結構多いんですよ。バス会社に文句を言ったら、そういう苦情がいっぱい来ているんですよと言われてるから、私だけではないと思うんですけれども、すぐ次来ますからと言われても、私はバスターミナルまで乗るので、次に来ているのはバスセンターだからというのを、その場でぱっと言い返すと、ああ、すみませんという感じで降りてきてくれるんだけど、ぱっと言い返せない人、ものすごくたくさんいると思うので、そういう意味では、バスの問題、それからあと、JRなんかも今日なんかは、すぐに乗せてくれようとしたんですけれども、ところが、八王子駅に連絡がつかないので、降りてくださいというのが、何かもう放送で流れていて、でも、もう乗ってしまって、降りるの嫌だと言って、そのまま八王子まで行ってしまったというのものもあるんですけれども、本当に公共交通機関に関しては、あるあるがいっぱいあって、わざわざこちらの差別解消法のほうに届け出たりは余りせずに、日々、いろいろあるので、何かそういったことをテーマに、来年度、オリパラに向けても、何か公共交通というテーマでやっていただけるといいなと、ちょっと思いました。よろしくをお願いします。

○岩崎会長　そうですね。例えば今のようなテーマでやるとした場合に、先ほどの佐野委員であつたり、堤委員であつたりとか、いろいろな実際に、こんなことで困っているみたいなことというのが、例えばいろいろな声として上がって、それをつなげるような啓発というか、話し合いみたいなのであつたりとか、そんなようなことも一つ考えられるかもしれませんね。

ほかいかがでしょうか。そうしたら、また何かお気づきのことがあれば、事務局のほうにご連絡いただければと思います。

そうしたら、続いて、報告（２）のほうに移ってよろしいでしょうか。

報告（２）「第５次町田市障がい者計画 附属資料 実行プラン」作成の進捗について、事務局のほうからご説明、お願いいたします。

○事務局（湯川）　障がい福祉課の湯川です。

前回、11月13日の協議会でもご報告した障がい者計画の進捗管理の資料となる実行プランについて、現状を報告いたします。特に資料はございません。

各部会や協議会の皆さんからいただいた多数のご意見をもとに、障がい者計画部会で重点事業を検討し、市役所の各課に提案いたしました。12月22日の障がい者計画部会では、市役所の16の部署が出席し、重点事業へのご意見をいただきました。その際の議論の内容をもとに、現在、幾つかの事業について記載内容の調整を行っています。

調整先の課は防災課や健康推進課です。現在、防災課への調整内容としては、地震などの災害が発生してから1週程度と間もない時点では、最も近い避難所に避難せざるを得ないので、障がいのある人も安心して利用できるように、福祉介護機能の強化を検討してほしいという意見がありましたので、難しいかもしれませんが、防災課として取り組める内容がないかということで、もう一度検討してもらおうようお願いしています。

健康推進課への調整内容としては、健康維持や病気の予防、早期発見のために障がいのある人が必要としている医療機関に関する情報や健康診査などの制度について、情報提供するなど、健康推進課として取り組めることがないか、もう一度ご意見を受けて、検討してもらおうようお願いをしています。

本日、資料がないのですが、次回、3月5日の第5回の協議会のほうでは、皆様に資料として実行プランをごらんいただいて、そのことについて議論をしていただけるように調整してまいります。

以上で報告を終わります。

○岩崎会長 ありがとうございます。

では、ただいまの報告に対して、ご質問やご意見がある方、いらっしゃいますでしょうか。

ちょっとペーパーがないので、なかなかあれですけれども、次回、出るということですので、次回のほうで詳しくは議論させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

それでは、ここから議事に入りたいと思います。

今年度、障がい者計画部会を中心に策定をいただいている障がい福祉事業計画（第5期計画）について、答申素案がまとまりましたので、説明を受けた後に、皆様から素案に対するご意見をいただく時間を設けたいというふうに思います。

本日の協議会が計画に対して意見を出す最後の機会ということになりますので、まず事務局から資料について説明をしてもらって、その後、小野部会長からも素案についての説明をお願いしたいというふうに思います。

では、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（安次富） 障がい福祉課の安次富です。

本日、お配りさせていただいた資料1、それから資料2、それから資料3、資料4、ここま
でについて、ご説明いたします。

まず協議会委員の皆様には、1月13日にこの計画に関しての市民公聴会を開催したんですけ
れども、その公聴会で使用した資料については、既に素案も含めてお配りして、ご確認いただ
いているというところになっております。

この1月13日の市民公聴会は、会場は違いますけれども、市役所の中の別の会議室で行った
んですけれども、36名の市民の方の参加の応募がありまして、35名の方が実際、出席いただ
けたというような結果になりました。大変、多くの意見をいただきまして、当初、2時間の予定
だったんですけれども、2時間をオーバーして、2時間半程度、活発なご意見をいただきました。

その内容を資料2としてまとめさせていただきました。タイトルが「市民公聴会での意見と
素案への反映状況」ということで、全部で38個の意見をまとめさせていただいております。市
民の方の意見、それから、それに対して、当日、どういうふうにお答えしたか、また、素案に
反映させたものについては、素案への反映状況も記載させていただいております。

それから、この1月13日の公聴会で出た意見を反映させた後に、1月29日に、障がい者計画
部会を開催いたしまして、そこでその公聴会を受けて、素案を修正したものをお出ししまして、
その部会の中で、素案に対してのご意見をいただいて、素案の修正をかけております。その内
容が、資料3です。障がい者計画部会での意見と素案への反映状況ということで、こちらも形
式は同じで、委員の方々からいただいたご意見に対して、素案へどのように反映したのかとい
ったことがまとめられております。こちらについては、9個の項目がございます。

そして、ここまでやったタイミングで、事務局としても若干ここは修正したほうがいいだろ
うというような内容がございましたので、そちらについては資料4として、A4・1枚、表面
だけの資料になりますけれども、まとめさせていただきました。こちらについては4項目ござ
います。

ここまでの修正を加えた内容が本日の素案となっております。説明は以上になります。

○岩崎会長 そうしたら、では、小野部会長、お願いいたします。

○小野委員 内容とその経過については、今、安次富さんのほうから報告をいただいたとおり
です。ただ、公聴会で出された意見とその反映状況の資料2があると思うんですが、反映した
内容は先ほど説明していただいたとおりです。けれども、意見としてはほかにもたくさん出て
います。既に計画に盛り込んでいるものや、実行プランに盛り込んだものもあるんですけども、

今後の検討課題として残したものもあります。それがやはり、対応のところにあるように、ご意見として承り、障がい者施策推進協議会、本会ですね、あるいは障がい者計画部会に報告をしますという対応にしていますので、この協議会の中で、やはりこれらの意見についてもしっかり認識をしていただきたいと思います。

それから、あと、こういった公聴会や、あと最後の部会でもたくさん意見をいただいて、表現上の修正も含めて見直しをしました。今日の素案はそれらを反映した内容なので、本文を見ていただければと思うのですが、特に73ページからの資料編のところを見て下さい。多分、皆さん、ここは初めてごらんになっていると思うんです。一応、本文の中で、各福祉サービスごとの実績と見込み量を一覧表にしています。それぞれのページでホームヘルプサービスや、あるいは就労支援やグループホームなど、それぞれのところを見ていただければと思うのですが、今回、新しく載せたのは75ページからなんです。これは東京都の資料で、75ページから78ページまで、各区市町村別の実績です。75ページが訪問系サービス、つまりホームヘルプサービスや重度訪問介護という重度障がい者の身体介助や移動に使える自由なヘルパーの制度です。それから視覚障がいの方の同行援護、自閉症などの重い知的障がいのある人の行動援護。それらの実際の時間数、利用者数など一覧で載せています。

76ページは、逆に、今度は通所の重い障がいのある人の活動支援の生活介護、あと機能訓練、生活訓練などもありますが、就労移行、就労継続のA型、つまり雇成型、それとB型、非雇成型。それと、77ページが短期入所とグループホームなどがあります。詳細は見ていただければわかるんですけども、本当に各区市町村によって格差があるなというふうに思っています。

特に特徴的なのは、75ページの行動援護。町田市のこの計画の中でもいつまでたっても見込み量がふえていかない。実績もふえていかない。サービス量のところに行動援護の時間数、利用者数があります。要するに自閉症の移動介護ですが、町田市のところは164時間6人ですけども、例えば足立区では108人利用している。三多摩で一番多いところかというと、小平です。八王子はそれほど多くないですよ。国立も59人とか、でも、町田は6人なんですね。これは事業者等地域資源の格差がそのまま出ているんだと思うんですが、こういった現状にあるということも、今後の進捗管理の中で見ていかないといけないなと思っています。

以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。市民公聴会には私と小野部会長のほか、井上委員、森山委員、堤委員、町野委員、佐野委員、清水委員、大久保委員、坂本委員、玉木委員が出席されました。当日の感想とか雰囲気とかお話をいただければと思いますけれども、どなたかご発

言いただけますでしょうか。いかがですか。

では、佐野委員、どうぞ。

○佐野委員 　ろうあの方たちがすごく積極的にお話しになっていて、私は、初めて出席した会だったので、かなり内容もよかったと思っています。

○岩崎会長 　そうですね。私はちょっと町田の公聴会は初めてだったので、前回のことはわからなかったんですけども、前はそんなにご参加されていなかったんでしょうかね。すごくたくさん来ていただいて。

ほかいかがですか。

それでは、この素案についてのご意見、ご質問、特にこの反映状況、市民公聴会、部会、または事務局のほうでご意見をもとに素案を変更して、最終的な案としてなっているわけですが、この案について、このような形でよろしいかどうか、ご意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

堤委員、どうぞ。

○堤委員 　堤です。

すみません、反映状況の資料を読みながら、ちょっとそこの周辺を読んでいて気がついた別のことになるんですけども、よろしいでしょうか。11ページで、障がい支援区分別支給決定者数、これは新たに入れたんでしたっけ。

○小野委員 　そうです。

○堤委員 　ですよ。入れたところで、ちょっとこれを読んでいて、知らない人が読むと悩むかなと思ったのは、区分なしが最も多くと書いてあって、確かにグラフ上、区分なしが一番多いんですけども、区分なしというのは、恐らく訓練等給付の場合だと思うんですが、何かその注釈をちょっと入れないと、区分なしで何で支給決定がされるのかというのが、初めての人はわかりづらいのではないかと思ったので、区分がなくても支給決定があり得るところ、訓練等給付以外に何かありましたか。

○小野委員 　地域生活支援事業とか。

○堤委員 　なるほど。移動支援とかそうですね。それはそうですね。では、地域支援事業とその訓練等給付の場合、区分なしでも利用できるというのを、どこか米印か何かで書いておいてもらえると、初めて読んだ人が戸惑わないのではないかと思います。

以上です。

○岩崎会長 　確かにそうですね。支給決定者数と書いているのに、区分なしというのが何で入

っているのかというのは、確かに初めての人はわからないですね。

ほかはいかがでしょうか。

今回はこれが一応、最後ということですので、これで一応、必要な修正をした上で、3月に答申を出すということになりますので、ご意見があれば、ぜひこの場で言っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

坂本委員、どうぞ。

○坂本委員 事務局での素案の修正内容ということで、資料4にも書いて、3番に書いていますが、これは一応、検討してもらっている事項で、この素案のほうの、17ページのところに、精神障がいへの対応をした地域包括ケアシステムの構築というのがありますね。これについて、(2)は成果目標、各市町村ごと、それから、いろいろな項目を全部並べていますけれども、ちょっと具体的に言うと、成果目標の設定というところがあるんですね。これはもう4期からずっとつながって、同じようなことが書いてあるんです。2020年には、協議の場の設置ができると。何でこんなに時間がかかるのか。というのは、精神については、前々から保健医療と福祉の連携がないと本来は余り、いろいろな支援ができないのではないかなという感じがあるんですね。ところが、これは国が出ているからだと思いますが、これによって、町田市のほうとしても、2020年までに協議の場を設置しますとなっています。何となく後ろ向きの感じがします。どういう意味なのか、ちょっともう少し具体的に推進してもいいのかということ、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○岩崎会長 これは事務局でよろしいですか。

○中島担当課長 事務局、中島です。

この協議の場ということで書いてあるんですが、こちらの3-2、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、もともと第4期で入院中の精神障がい者の地域生活の移行という目標があったわけですが、やはりなかなか入院中の精神障がい者を地域で出すというところで、まず国の施策として、病床数を減らすということはあるながらも、ただ、病院としてもベッドがあいてしまうということには、やはりいろいろ難色を示されている部分がございます、地域でグループホームができています。地域に退院させるために地域移行地域定着の支援があります。そういったお話はもちろん現場レベルでも、あと保健所が主催している協議会等の場でもお話をさせていただいているんですが、やはりこの入院中の精神障がい者を地域に移行させるということになると、やはりなかなかそこが具体は進んでいないというのが、経営的なところであるとか、これは全国そうなんですけれども、現実的には進ん

でない状況があります。その中で、この第5期計画のほうでは、国のほうから、高齢者に地域包括ケアシステムというのは構築されている中で、そういった、まず病院から出すというよりも、地域の包括ケアシステムを構築すれば、病院云々ということよりも、自然と退院される方もふえていくのではないかということで、今回はこういった国からの目標が出ているわけですが、今まで、第4期でも坂本委員がおっしゃっていただいたように、なかなか医療の分野で、クリニックであるとか、現場レベルでは地域に出るのは大事だよねというところでありながらも、病院経営というところではなかなか難しいところもあるようで、この辺が有機的にお話が進むという場を、特に福祉側で設定するというのは、現実できていないのですが、国でこういう施策が示されて、かれこれおっしゃるとおり、今年で8年ということになりますので、保健所と協議して、何とか医療を巻き込んだ形で、こういった場が設置できないかというのは、2020年までには検討していきたいということでは考えているのが現状となります。

以上です。

○岩崎会長 これは医療という場合には、入院しているところの医療機関となると、町田市内ではないですもんね。市内だけではなくて、いろいろな病院です。現実的にそういうものを求められているんですか、これは。

○中島担当課長 そこまではちょっと求められないので、現実的には国のほうで精神科入院患者の調査というのも出していただいております。現実的に町田市の方は全体の大体7割が市内の病院に入院はされていらっしゃるの、ただ、ここもまた難しいところで、市内の病院に入院してから住民票を町田に移された方もたくさんいらっしゃいますので、長期入院の方の場合には、もともとが町田市民だったかどうかは別にしても、現状、町田の住民票をお持ちで入院している方の7割が市内の病院には入院されています。なので、まずは市内の病院で精神科患者が多い病院との連携会議というのが必要なかと思うのですが、現場レベルでは、ずっと精神保健福祉推進会という、市内の7病院と現場のPSW、あと市の障がい福祉課の職員も入った連携会議を毎月行ってはいるんですね。ただ、そういった場でお伝えしても、やはり現場ではその必要性は感じて、病床数を減らすというところがないと、現実的には、この630表というのがあるんですが、平成22年から26年までの間、人は変わっているんですけども、入院患者数としては、正直なところほとんど変わっていないという状況が現実にありますので、もちろん顔ぶれは変わってはいるんですけども、なので、なかなかそこを現実的に減らすということは難しいなというのが現状ではあります。

○岩崎会長 でも、確かに病床数は減っていないけれども、例えば統合失調症の人の割合が大

分減っていたりとか、顔ぶれが大分、病態が結構変わっているのではないのでしょうか。

○中島担当課長 はい。そう思いたいところではあるんですが、実は平成22年から26年までの間で、市内病院の患者数が290から260で減っているんですが、それがあがる高齢者を中心とする病院が病床数を少し減らしまして、そこが、20床減っている分が、減っているんですね、具体的には。なので、俗に言う精神疾患、統合失調症の方が多いような病院はほぼほぼ横ばいの状態が続いています。

○岩崎会長 ベッド数は減ってなくても、病名が違う人たちが結構入ってきているというふうな話も聞くんですけども、そんなことはないですか、町田の場合には。例えば高齢者の人で、行き場がないような人たちが、病院の中に、精神病の中に入ってきているみたいな。

○中島担当課長 現実、精神科病院の入院患者の高齢化というのは、PSWやスタッフの話からも、推進会の会議の中でも出ているので、確かに高齢化は進んでいるという現状はありますが、具体的に割合がどの程度変更されたか、変わってきているかというのは、ちょっと把握し切れてはいない状況ですが、いろいろなプログラムの中で高齢化が進んでいる中で、プログラムの変更を余儀なくされているというのは、現場からの声では把握しております。

○岩崎会長 2020年度に全ての市町村に協議の場というのが、ベッド数を減らして、どうやって退院をさせようというふうな場というのだとすると、これは多分、永遠にできないですよ。でも、今、現実の場でやられているような協議をして、実際に地域で受け入れるためにどういう体制を組めるのかと、どういう支援体制をつくれるのかということでもいいならば、今、もうやっているという理解にはならないのでしょうか。

○中島担当課長 医療と福祉ということで、先ほど申し上げた現場レベルの会議はずっと続けております。ただ、保健の分野とか、多分、今回の場合は、共生型等も考えて、精神障がいにもというところが入っているんだと思うので、そういう部分では、高齢の分野、介護の分野、保健の分野などと有機的というところでは、今、そこまでは行きついていないのが現状なので、この後、3年間の中でそのあたりを考えていくということではないかと思っております。

○岩崎会長 小野委員、どうぞ。

○小野委員 坂本委員が指摘をされたように、この地域包括というよりも、今、事務局の説明があったように、退院数を減らしていく、施設から地域へという数値目標を掲げなさいというのが、自立支援法が始まったときから市町村のこの福祉事業計画に課せられた成果目標としてはずっと続いているんですよ。でも、前回も施設入所者の地域移行の数字の上げ方なんかも、非常に悩ましい点があったり、精神科病院の退院者数の推移にしても、今のやりとりの中であ

ったように、悩ましい面があります。それで、一方で、この精神障がい者にも地域包括をという表現は、今回の第5期の計画を策定するに当たって、政府が示した、策定指針の中に盛り込まれた文言なんです。それで、これは先ほど中島さんが言われたように、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現という政府の介護保険と障がいと生活困窮者と丸ごとで支援体制を組んでいく、それが今度の4月から部分的に始まっていくんですけども、そこを視野に入れた計画の目標の立て方なんです。だから、今回は協議の場の設置にとどまっています。

ただ、一方で、実行プランのほうでも散々これを議論をしてきて、何で医療と保健と福祉のもっと密な連携や協議が日常的にできないんだろうかということは相当議論しました。その保健部局の担当者の方も、昨年の実行プランの内容の協議をする場に参加をしていただきましたけれども、多分、そこの医療、保健、医師会や、あるいは保健行政や、そこに障がい福祉の関係者も入った、定期的な協議の場をということについて、実行プランでは書いてあります。書いてあるけれども、その結果がどう出てくるかは、3月5日を、ふたをあけてみないとわからないのですが、その日の感触としては、非常に縦割りだなという印象はありました。医療サイドのほうの壁は厚いかなという感じはしました。

あと、別な角度での警戒心もあるのですが、精神科病院の病棟をそのままグループホームにできちゃうというのが今の制度になってしまっているんですね。我々としては、それはおかしいと。病棟でグループホームとって、そこを地域生活とは言えないですよ。でも、その計画を実は町田市内の複数の精神科病院が計画としては持っているんですよ。だから、余りここで具体的なことは書けないというか、むしろ、後半の福祉施策の地域のグループホームをどれだけふやすとか、地域の働く場をどれだけふやすとか、地域の生活を支える仕組みをどれだけふやしていくのかというほうに、やっぱり重点を置くべきだろうと。そうしないと、そういう政策誘導や経営的な、先ほどから指摘のあった経営面というのが先行した問題も出てきてしまうので、そういった経過や配慮があつての表記になっています。

○坂本委員 坂本ですけども、今、話をされている内容は、この第4期計画を踏まえた回答の中で書いておりますよね。指定グループホーム、宿泊型とか、それから、入院中の障がい者を地域に。地域移行というのがどうも進んでいないというのは、やっぱり地域包括を支える、やっぱりやり方が何かみんなわかっていなくて、動いているのかなという、そんな感じはあるんです。特に精神障がいの。そうすると、何でこんなに医療と保健と福祉、これが支え切れないような仕組みになっているのかなと、どうも疑問点がいっぱいありまして、今のグループホームの小野部会長の話ですと、グループホームは1つは解決してくれるというような話になっ

ていますが、今の精神関係で支えているところは、大体、家族がほとんど支えているという状態ですよ、みんな。65から70%以上のほとんどは家族と同居しながら支えている。そこに対しての支援はそんなには多くはないなというふう感じておりました、特に施策、協議会の中で、こういう題目を全部出して、これで一応、協議しますということになっているので質問させてもらいましたが、もう少し具体的にいろいろな面で進めてもらえればと思いますが、どうも、ここはいつもスルーで、何か通り抜けしてしまっているという感じが。

それから、他市、かなりうまく移行ができているところが、結構、事例がありまして、そういうのを何か市のほうでも検討したり、あるいは計画部会のほうでも何かそういうのを参考にしながらやっているところがあれば、また教えていただければと思います。

○岩崎会長 何か具体的に、例えば他市でこういうというのがあれば、せっかくだから、ご紹介いただけると。

○坂本委員 国立の系統のところをやっぴりスムーズに移行が進んでいると。例えば具体的に言うと、あの旭市あたりです、千葉の。

それから、もう一つはやっぱり、どうしても偏見と差別というのは、抱えているほうも持っていますし、それから、まだ社会的にそういう差別というのですか、どうしても精神のところについてのわかりづらさで、差別をしているところが多いので、この辺をどうやって啓蒙していくかという、そういうのを協議会でも検討をお願いしたいなと思っています。

経営の話と、それから、今のグループホームはどうしても、今度は福祉のほうでやらなければいけないよという話になってくると、やっぱり経営ですから、みんな採算がとれないと、なかなかできにくい。前からこの会議でも何となく福祉のところと保健所と分けて、何か、同じ町田市の市の職員ですよ、保健所、それから、市民病院についてもです。それと同じような、市と一体になっているところが、何でこんなに福祉と保健所と分かれなければいけないのか。ですから、ひきこもりがあつたりなんかして、医療にかかわっていないとか何かの場合は、全部、保健所に行ってくださいというのが、ここの会議の一応、内容だったので、それだと、もう少し入り込んだ形のものを何か考えられないと、いつまでたっても変わらないのかなと、そんなことをちょっと感想として述べさせていただきました。

○岩崎会長 障がい福祉事業計画も基本的に定めなければいけない事項というのが、もうかなりかっちりしているのです、ここには全部盛り込めないということで、ですから、次回、検討する実行プランのほうにも当然、かかわってくる話だと思っていますので、この精神の問題については、引き続き実行プランでもぜひ議論したいというふうに思います。

○坂本委員 それから、最後に、ここの障がいの公聴会で出ている意見の素案の反映状況というのがありますよね。こういう資料2もそうですが、この中でやっぱりいろいろな意見が出ていますけれども、障がい者施策推進協議会及び障がい者計画部会に報告しますという内容が出ているんですけれども、これをどのようにやっぱり検討していつてもらえるのか、この辺のまた、部会長さんのほうからでもお願い、どういう検討の仕方、それから、出されている案に対しての問題点、そういうことについて、みんな施策推進協議会及び計画部会に報告しますということになっていますけれども、これを個別にきちんとした報告がもらえるのかどうか、この辺もまたよろしくをお願いします。

○小野委員 ここで言っている報告しますというのは、僕が今日皆さんに報告しているということです。それで、僕がこの回答を、今、出せる中身ではないので、今後、この協議会として出された意見をきちんと協議会の委員の皆さん一人一人がしっかり認識をしていただきたいなと。それで、例えば、日常生活用具で、具体的にこれとこれとこれをもっとふやしてほしいとかいう要望も出ていましたし、そういうのは障がい福祉課の所管の部署で定期的に協議をしていく。でも、この協議会の場でもそういうふうな具体的な内容をやっぱり議論をしていくべきだと思います。ですから、今日のところでは、この公聴会で出された意見を、計画に反映できたところは、その4番と20番、35のところになるんですね。でも、それ以外にも大事な意見がたくさん出ていますので、ぜひこの一つ一つの意見は、皆さんが記憶にとどめていただいて、来期以降のこの計画の進捗状況を検討していく中で、このことを再度、こだわっていただきたいなということを出しました。

○岩崎会長 よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤委員 佐藤です。

すみません、資料2の市民公聴会での意見と素案への反映状況というところで、1ページ目のナンバー7の項目です。私自身、相談支援部会のほうに所属しているところで、障がい者支援センターのスキルが不十分という市民の方のご意見があったというところを、もう少し具体的にお伺いをしたいなというふうに思いました。相談支援部会でいろいろ、相談支援指針をつくっている中で、このご意見に、これでいいのかなというのをちょっと思ったところが背景にありまして、もうちょっと、このご意見というのはやっぱり相談支援センターの個々の方のスキルの問題のことを言っているのか、やっぱりオリジナリティで、町田市独自の障がい者支援センターということのあり方をもって言っているのかということが、ちょっと把握したいなと

いうふうに思いましたので、具体的にもう少しこの3行をもうちょっとイメージができるように教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○岩崎会長 どうしますか、小野部会長、事務局、どちらから。

○金子統括係長 事務局のほうで、まず答えさせていただいて、あと補足のほうをよろしくお願ひします。

7番の意見についてですけれども、障がい者支援センターのほうで、いろいろな手続をして、提出した書類があるんですけれども、その提出した書類が、市役所の障がい福祉課のほうに回ってくることになっているんですが、それが、まだ提出されていませんよという、障がい福祉課からの問い合わせがその方に行ってしまったがために、障がい者支援センターに出したものが障がい福祉課に届いていないのかしらと、そういうところがちょっとスキルが不十分じゃないかとかというような話になってきております。ちょっと定期的に連絡というか、交換便といひまして、障がい者支援センターの書類が障がい福祉課に届いたり、また、その逆も行っているんですけれども、そういうタイムラグの問題ですとか、一旦受け取ったものが、まだ不十分がために、まだ障がい福祉課のほうに送られずに、支援センターに残っていたりだとかというよひな、ちょっと取り扱いがあるもので、そこの連絡がきちんとできていないというところは、まだ課題としてあるのかなとは思ひますが、そのようなご意見であります。

○岩崎会長 理解の不足は。障がい者の。

○小野委員 小野です。

当日の意見を具体的にちょっと思い出せないんですけれども、ただ、そのときに出た意見、その発言された方も言葉を選んで発言をしているので、具体的な事例を挙げて、それが障がいの理解が不足しているのではないか、あるいはスキルが不足しているのではないかという抽象的な表現だったんですけれども、その方が日常的にというか、その公聴会以外でも主張されている事例として挙げられる点でいうと、やはり支援センターによって、制度の理解、障がい福祉の支援や制度の理解度が、バランスが、ばらつきがあったり、あるいはやっぱり障がいの種別や特徴や困りごとの背景への寄り添い方というか、やっぱり窓口で、その当事者や家族の訴えを聞くわけですけれども、そのときに、その方が持っている障がいに応じて、もっとこういひったアプローチがあれば、その困りごとは解決していくのではないかという筋道が、その相談支援センターの相談の窓口で得られるところと、得られないところがあると。

それで、よくない例で言ってしまうと、相談に行った家族のほうで、その制度のことを理解して、相談を受けている側のほうで、そのことを知らなかったり、そのぐらいレベルの差

があるんです。できている支援センターもあります。でも、できていないところもあるんです。その辺の、やっぱり地域割りをしているの、その地域に住んでいる方は、あそこには行きたくないというふうに言われたり、もうそこには行かずに、市役所の窓口に行きますと宣言をされているお母さんも知っているし、そんなふうなことを背景にして、当日、意見を言われていました。

○岩崎会長 ほかが出席された方で何か補足はありますか。

○坂本委員 神奈川県の場合は、これは措置入院、入院した場合に、今度退院した支援を4市でどうまとめていこうかというような、相模原市、川崎市、それから横浜市、そういうところが集まって、そういう窓口をつくろうと。そうすると、特に精神の場合の措置入院なんかの場合、やっぱり移行する場合、東京都の場合、今、多摩センター、あそこら辺に何かまとめてつくろうかという動きはあると思うのですが、そうすると、各市の情報の一元化をしないと、今みたいに各センターがばらばらにあって、そこへ相談に行ったら、あまりきちんとした返事がもらえないという状態よりは、やっぱり特化したところの相談機能を何かつくって、それを支援していく、あるいは相談の形をとっていくというのが、一番何か、本当はいいのではないかなど。今、小野部会長さんが言いました、今の支援センターの、これはある程度対応できるスキルを持つのにどのぐらいかかる計画で相談の地域割りをされたのか、この辺の一応、検討もできれば教えていただきたいなど。

いろいろな方が相談に行きますよね。そして、それを相談を受けられる窓口として、5カ所つくるとするのは、かなり多くの窓口をいっぱいつくっていると。これは施策としてちょっと。

○岩崎会長 多分、相談って、いろいろな考え方があると思うんですけども、やっぱり基本的にまずワンストップでその地域の人たちを受けられる場所をつくるという意味合いと、でも、そこがオールマイティに全ての細かい専門的な障がいだったり、細かい制度を全部熟知しているかという、ちょっとそれは難しいことなので、例えばそこで対応できないような、かなり専門的なところであれば、総合の専門的な相談機関につなげるという、責任をもってつなげるという役割を持つというのが多分、構想なのかなというふうに理解しているんですけども、その辺でいうと、多分、これからまだ、地域のこういった幾つかの、できたばかりなので、多分、その辺の期待するもの、今まで、例えば専門的に対応してくれたのに、この地域のこれでは対応してくれないというようなことだとすると、多分、まだ制度として成熟していないというか、それぞれの役割がまだきちんと伝えられていないという部分もあるのかなというふうには思うんですけども。

○坂本委員 地域を分けるということは、確かに近い距離ですよ。ただし、相談の内容によっては全然、余りエリアは関係ないというのも結構ある。特に精神関係の場合です。そうすると、病院だと全部離れていますし、だから、そういうふうに余り精神関係の相談の窓口として、余り配慮してもらっていなかったんじゃないかなという、そんな感じがあるんです。

○小野委員 それはもう事務局に聞いていただかないと。福祉事業計画とは別個ですから、5つの相談支援センターの整備については市が主導でやったものですから。

○坂本委員 わかりました。目的の内容等、理解していなかったものですから、変な質問になってすみませんでした。

○岩崎会長 いえいえ。でも、すごく重要な相談という、今、これから町田もこのやり方が成熟していくプロセスなので、いろいろな問題点が多分、出てくると思うんですね。そのことについては、ぜひ検討すべきことなんですけれども、ちょっと今日は、とりあえず計画ということがメインなので、ただ、このことは重要なテーマだということは認識して、計画について何かございますでしょうか。

○井上委員 井上です。

先ほど坂本委員さんが大変なことを言われたんですけども、何か途中でちょっと半分消えかかってしまったのが、先ほどの16、17ページ、障がい福祉主体で医療、保健の分野と有機的な協議を行うことができる場が、今、ないとは言わないけれども、十分でないというふうには、思います。それで、それに対して成果目標として、協議の場、保健医療、福祉関係者によるというのが、特段、書いてあるんですけども、坂本委員さんのお話を承ると、その中に、当事者、保護者の方の参加を、ここに直接書くかどうか、また、国のマニュアル等もいろいろあるんでしょから、あれですけども、一応、それを意識した表記の仕方もあるかなというふうに私は聞かせていただきました。

それから、あともう一つはちょっと、これは今日の会議の冒頭の市民公聴会の感想に当たるので、今さら申しわけないんですけども、やっぱり発言させていただきたいと思うのは、私も参加させていただいて、いずれも切実なご意見やご要望を聞かせていただきました。ただ、委員もおっしゃったように、事業計画の役どころや守備範囲を必ずしも、それを越えてしまったものや、既に計画に位置づいているものについてのご発言もいろいろ承りました。ただ、そのようなことも含めてですけども、やっぱりふだんど行政側と個別の団体がそれぞれに、いろいろな要望を聞くような機会とか作っておられるんだと思うんですけども、それとは別に、このような公聴会の機会が、結果的に当事者の方なり、または家族の方なりの意見交流の

場になっていたというのが、大変、私は印象に残りました。というのは、先ほど佐野委員さんが聴覚障がい者の方からいろいろお話を承ったという話をされておられましたけれども、この機会が、ちょうど他の団体と言ったらいいのでしょうか、他の障がいをお持ちの方とか、他の団体の話を聞く貴重な機会だったと考えると、今の町田市役所はどのような、事業計画の場合には公聴会だけれども、もっと重要なとていましてか、障がい者計画の場合にはパブリックコメントだと言っておられたんだけれども、私は市民の方同士がいろいろ意見を聞き合ったりできるような、公聴会をもっと積極的に活用したほうがいいかなと。パブコメだったら、一方的な話になってしまうけれども、そのような機会になり得るとい、意見交流の機会になり得るといことを考えたら、私は公聴会の役割というのを改めて再認識したというような、私の感想です。ちょっと戻りましたけれども。

○岩崎会長 重要なお指摘、ありがとうございます。ぜひ今のご意見を踏まえながら、また、今後も進められればなというふうに思っております。

ほか、計画に関して、もしくはほかのことでも、関連することでも構いませんが、いかがでしょうか。

では、堤委員、どうぞ。

○堤委員 堤です。

75ページなんですけど、新たに盛り込まれた東京都の他の区とか、市の状況がわかって、非常にこれが盛り込まれたことはいいなと思うんですけども、最初に小野さんの説明の中にあつた行動援護と重度訪問の関係のことで、ちょっと町田市の実態のことをこれに絡めて知りたいんですけども、これを見ていると、行動援護の少なさという部分では、町田市と八王子市が、町田市6人、八王子市7人というところで、利用人数のところがとてもよく似ていて、重度訪問介護の利用者が3ケタになっているという部分も割と似ているんです。ただ、今日の読売新聞の記事にあるのですが、八王子市は、知的障がい者の区施設の虐待、八王子出身の方だったんですけども、その方が八王子に戻ってきて、今、新聞記事は試験的と書いてありますけれども、この方は、行動障がいを伴う知的障がいで、試験的に重度訪問介護を24時間出して、今、八王子市のほうで在宅生活を行っているというような記事が載っていて、だから、行動障がいで、いわゆる行動援護を通さずに、もうダイレクトに重度訪問介護を使える仕組みを作っているというところが、非常にすごいなという率直な感想を持ったんですけども、町田市の場合もだから、重度訪問介護のほうが、はっきり言って、いろいろなことに対応しやすいので、行動援護よりも、重度訪問介護のほうが恐らく今後、使われていくと思うんですけども、今回

の事業計画の初めのほうにも、精神、知的の人たちに広がってっていないという実情が書かれています。町田市では、行動障がいを伴う知的障がい、あるいは精神障がいの方々が、重度訪問介護を利用したいときに、利用できる、割とすぐ利用がオーケーになるのか、区分4以上で要件を満たしていればということと、実際に使っている方、行動障がいを伴う知的、または精神障がいの方の利用実態がどの程度あるのかという、そのことをお伺いしたいです。

○岩崎会長 では、これは事務局のほうからお願いします。

○仲村係長 事務局の仲村です。

ご指摘いただきますように、やはり、行動援護だけをとるということではないと思うんですけども、重度訪問介護の対応だとか、あるいはそれに届かない方の移動支援の利用のさせ方というのも一方で、いろいろなときに意見が出されていると思うんですけども、やはりそういったサービスの特性をお一人ずつが、どういうふうに組み立てていけるかということになってくると思うので、一方的に、今、ご指摘いただいたように、柔軟なサービス利用の仕方として、重度訪問介護に移行ができるのかどうかということでは、現状では、そういった方が出ているというふうには判断していません。今後についてということについては、この場でこうだということを簡単にお答えできる話ということではないと考えていますので、現状の中では、そういう関連項目、いわゆる行動障がいを対象とした方の重度訪問介護利用というのが原則ないと判断しているところです。

○堤委員 すみません、堤です、追加で。

ということは、現状では町田市では行動障がいを伴う方の重度訪問の利用がないということが一つ確認点と、あと、この重度訪問介護は行動障がいの人も使えるというふうに制度が変わった当初、この重度訪問介護の利用について、障がい福祉課に一度相談したことがあって、該当者がいたときに、そのときは行動援護の事業所と連携しながらやらないと駄目というふうに言われた記憶があるんですね。結局、その方の場合は結びつかなかったというのもあるんですけども、行動障がいの点数が足りなくて。だから、重度訪問介護が使えるようになったとはいっても、行動援護が使える、かなり厳しい制約のもとでの行動障がい者しか、その重度訪問介護は今、利用できない仕組みになっているわけですけども、少なくとも行動援護の事業所というのは、今、とても町田市は少ないわけで、必要に応じて、重度訪問介護を最初から利用するみたいな、もし行動援護の点数に達していれば、そういった柔軟な対応は、今後、考えられるのかどうかということもあわせてお願いします。

○岩崎会長 事務局のほうから。

○仲村係長 しっかりその部分については、まだ、基本的なルール上であれば、こういう方が使えるというルールに当てはまれば、その可能性としてあるというところでは、今、お答えできないかなとは思いますが、やはりそういう利用のされ方、あるいは利用の仕方について、市としてもしっかり検討を重ねていきたいと思えます。

○堤委員 ありがとうございます。

○岩崎会長 では、小野委員、どうぞ。

○小野委員 すみません、補足というか、とても技術的な話になってしまっているのですが、わかりにくい方もいらっしゃると思うんですけども、重度訪問介護というのは、重度の身体障がいのある方の家事援助や身体介助や、移動や、あと今、4月以降は病院での付き添い介護というか、それもできる。自由に使えるというヘルパーの制度なんですね。一方で、行動援護というのは、行動障がいと言われている、特に自閉的な傾向があったりする、重度の知的障がいの方の移動の支援、移動の介護です。余り介護って使いたくないんですが、移動の支援ですね。先ほど堤さんが言っていた、行動障がい関連項目の点数が上限で、要するに行動援護というのは、この表を見てわかるように、事業者が少ないんですよ。その行動援護のサービスを提供する事業者が少ない。ヘルパーの数が少ないんですね。それが町田でもそれを反映しているんですけども、国もそれはわかっている、行動援護の事業者が少ない地域は、重度の自閉症の方も、重度訪問介護が利用できるよと。こういうふうにしたんですね。それで、それを堤さんのところは自閉症の方というか、重度の知的障がいの方にそのサービスを提供してみようかなと思ったけれども、そのまたハードルがあって、障がい支援区分の判定のときの、行動障がいの項目で、点数が高く出ないと駄目だと。実は3年前、うちの法人の利用者で、もう本当に市の移動支援を使い切っちゃって、でも、もっとサービスが必要な人がいて、それで、市の障がい福祉課にも相談して、行動援護のサービスがないので、重度訪問介護で利用できないかと。そのときにまず行動援護の支給決定を受けていたので、町田市だけではなくて、近隣の横浜、稲城、多摩、相模原の事業所、全部、電話したけれども、派遣できるヘルパーがいない。人数が少ない。では、仲村さんにも相談して、もうそういう状況なので、重度訪問介護でできないかということで、支給決定を出してもらったんです。ところが、今度は重度訪問介護というのは、報酬費、要するにヘルパーに払われる、国から出ているお金が低いんです。通常の身体介護よりも、それで、町田でも重度訪問介護のヘルパーの数が限られていて、ヒューマンやパーソナルアシスタントなどに限られてしまうんですね。それで、重度の知的障がいの利用者が慣れ親しんだヘルパーさんは、やっぱり身体介護のヘルパーの資格は持っているんですけども、

重訪はやりたがらないんです。なぜならば、給付が低いから。そういうすごく技術的な問題なんですけれども、そういう国のいろいろな細かな制約や基準の中で、このヘルパーの制度がつくられていて、その矛盾がこういう実態をつくり出しているということをぜひご理解いただきたいなと思います。

○岩崎会長 ありがとうございます。

これに関連して、もしくはほかのことでもいかがでしょうか。計画のことに関して、もしくは関連することで。よろしいでしょうか。

それでは、本町田市障がい福祉事業計画答申素案についての検討は、一応、これで締めさせていただきます。今後の流れについて、事務局のほうからご説明いただけますか。

○事務局（後藤） 事務局の障がい福祉課の後藤です。

本日の議論を受けまして、素案の修正を行いまして、最終的な答申案の完成となります。そちらをもちまして、3月5日の日中に岩崎会長と小野部会長から、町田市長へ答申を行っていただき、3月中に市のほうで策定いたします。その後、印刷製本を行いまして、委員の皆様には4月中に郵送でお届けする予定となっております。

以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

それでは、最終的な素案は小野部会長にも修正をお願いし、私のほうで確認をさせていただくということで、委員の皆さんは一任していただくということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○岩崎会長 ありがとうございます。

それでは、一応、予定していた本日の議事は以上ですけれども、そのほか何か情報提供などございますか。

では、金子係長、お願いいたします。

○金子統括係長 事務局の金子です。

前回の施策推進協議会のほうで、子ども生活部のほうから、子ども発達支援計画についての情報提供がございました。内容につきましては、パブリックコメントを開催するという内容で、ご意見をいただきたいという内容でありましたが、パブリックコメント、12月15日から1月11日まで行いまして、14名の方から51件のご意見をいただいたということを伺っております。実際に、子ども・子育て会議のほうで素案の検討を行い、2月9日の日に市長に答申したということで、今年度中に冊子のほうはでき上がるというようなことをお聞きしていますので、その

ことを報告させていただきます。

以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

ほかに何か情報提供等々、ございますでしょうか。

なければ、進行のほうを事務局のほうにお返しいたします。

○中島担当課長 岩崎会長、ありがとうございます。

では、これにて本日の会議を終了いたします。

本日の次第の下方にもご案内してございますが、次回、第5回協議会は3月5日に開催を予定しております。本日の会議の事前送付資料に開催通知を同封させていただきましたので、2月23日までに出席のご回答をお願いいたします。来週の金曜日になります。

本日のお帰りの際にご提出いただいても構いません。もし出席のご提出をいただくようであれば、事務局のほうまでよろしく申し上げます。

また、資料のほうは会議の1週間程度前にはご送付させていただく予定にしております。

なお、本日、お車でいらした方は駐車券にチェックをし、無料処理用のカードをお渡ししますので、駐車券を事務局のほうまでご提出ください。

では、本日は以上で終了させていただきます。お疲れさまでございました。

午後8時05分 閉会